

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区の役員の退任及び就任
土地改良区の定款変更の認可
建設業者の変更登録
医療機関の指定
- 正 児童福祉収容施設措置費の保護単価の一部改
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十五年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験

告示

鳥取県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員

が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

湖東大浜土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山根 幸一 鳥取市湖山町

奥村 秀治

星見 重藏

船越礼次郎

溝口 賢一

竹本 薫

村山定太郎

田中文太郎

小玉 竹藏

奥田 平次

石黒圭太郎

敦賀久次郎

杉田 光好

伏野

三津

賀露町

湖山町

監事

田中 寿男 伏野
渡部 重治 賀露町

就任した役員の名及び住所
理事 山根 幸一 鳥取市湖山町

奥村 秀治
星見 重蔵
船越礼次郎
船野 久嘉
村山定太郎 伏野
田中文太郎 三津
竹本 重美 伏野
小玉 竹蔵 賀露町
奥田 平次
石黒圭太郎
敦賀久次郎
杉田 光好 湖山町
田中 寿男 伏野
渡部 重治 賀露町

昭和三十五年八月三日臨時総代会において総選挙の結果

果当選し、九月二十二日就任、任期二年。

北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神
岸田 弘 土下
田熊善之助 米里
山口 長利 島
磯江 幸雄 北尾
稲本 忠雄 田井
岩垣 緑 弓原
牧野 克良 下神
遠藤 清春 松神
田中 一 曲
吉田 啓蔵 下神

就任した役員の名及び住所
理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神
岸田 弘 土下

田熊善之助 米里
日置智代蔵 島
磯江 幸雄 北尾
稲本 忠雄 田井
石宝 高良 弓原
吉田 啓蔵 下神
牧野 克良
遠藤 清春 松神
田中 一 曲

昭和三十五年十月一日臨時総代会において総選挙の結果
果当選し、同年十月七日就任、任期二年。

鳥取県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十

登録番号 登録年月日 商号又は名称
鳥取県知事登録 昭三四、二、二六 常盤建設（株）
（ほ）第四五〇号

条第二項の規定により、天神野土地改良区の定款変更を、昭和三十五年十一月二日認可した。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百四十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年十一月二日変更登録した。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所所在地 申請者氏名
（新）鳥取市卯垣一五三番地 山田 信治
（旧）東品治町一ノ一五

鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	管轄保健所名
昭和三十五年十一月四日	鳥取共立診療所	鳥取市敷片原町三八ノ九	鳥取保健所

鳥取県告示第五百四十三号

児童福祉収容施設措置費の保護単価（昭和三十五年五月鳥取県告示第二百三十三号）の一部を次のように改正し、昭和三十五年十月一日から適用する。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(中)

改める。

郡家母十條	円	2,554	3,680	2,554	20世帯	を
郡家母十條	円	3,210	3,680	3,210	20世帯	に

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年十一月十七日 午後一時

鳥取市吉方 鳥取警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡用瀬町大字安蔵五五九

公 告

保 本 吉 恵

(2) 岩美郡岩美町浦富一、四四八

永 尾 明 治

(3) 鳥取市賀露一、三九九

敦 賀 弘

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基づき、昭和三十五年年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のように行なう。

昭和三十五年十一月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

受験資格

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、都道府県立農業講習所、農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和三十四年農林省告示第

四百十六号）第二条に規定する研修機関、財団法人鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して三月以内に卒業見込の者、旧大学令（大正七年初令第三百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農事講習所において、農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格した者

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令

(明治三十二年勅令第二十九号)による実業学校、旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)による高等女学校、旧中学校令(明治三十二年勅令第二十八号)による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)、旧専門学校入学者検定規程(大正十三年文部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及、指導奨励又は実務

三 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関(第一号に規定するものを除く。)において、農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

五 外国にある学校(四の学校を除く。)を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人

格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

試験実施方法

- 一 受験出願書類受付期限
 昭和三十五年十二月十日(十日消印のものは有効)
- 二 受験出願書類提出先
 鳥取市東町二丁目 鳥取県農林部農業改良課
- 三 試験期日
 昭和三十六年一月十日から十三日まで(毎日九時から十六時三十分まで)
- 四 試験場所
 鳥取市吉成 鳥取県農業試験場
- 五 試験項目
 試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行なう。

筆記試験は、次の表に掲げる必須項目と選択項目について行ない、選択項目は、受験者の選択する二項目に

試験の種類	必須項目	選択項目
農業改良普及員資格試験	一 作物及び園芸 二 土壌及び肥料 三 病害虫 四 畜産 五 農業機械 六 農政時事問題 七	一 農業氣象 二 植物生理 三 家畜生理及び衛生 四 家畜飼養 五 農畜簿記 六 農業一般 七 農林業土
生活改良普及員資格試験	一 被服 二 居住 三 食料 四 家庭管理 五 家庭保健衛生 六	一 農業一般 二 家庭看護 三 家庭物理 四 家庭生物 五 家庭関係 六 家族教育 七

ついて行なう。

- 六 筆記試験は、新制大学卒業程度で行なう。
- 七 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行なうために必要な科学的技術及び知識について行なう。
- 八 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行なう。

九 出願書類

- 1 受験願書（別記第一号様式）
- 2 履歴書（別記第二号様式）
- 3 写真（最近六月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）
- 4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書
- 5 受験資格二、イ又はロの職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類（別記第三号様式）
- 6 身体検査書（県立保健所又は官公立病院のものに限る。）
- 十 受験手数料
受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。既納の手数料は還付しない。

別記第一号様式（日本標準規格B5）

紙付
証入
入よ
収欄

受 験 願 書

本 籍 現住所

氏（ふりがな）

年 月 日生 名

選 択 項 目

農業（生活）改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

氏（ふりがな）

名 ④

別記第二号様式（用紙和紙）

履 歴 書

本 籍 現住所

学 歴
職 歴
賞 罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右

氏

名 ④

氏（ふりがな）

年 月 日生 名

別記第三号様式

受験資格証明書

職 名

氏 名

年 月 日生

一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
 - 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長 職名

氏

名 ④